

岡 介 第 9 8 4 号  
平成27年12月21日

居宅介護支援事業所 管理者 様  
介護保険施設 施設長 様  
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様  
地域包括支援センター センター長 様

岡山市長 大森 雅夫  
(公 印 省 略)

介護保険関連申請の代行申請時の  
個人番号(マイナンバー)に係る留意点について(依頼)

平素から、本市の介護保険事業については、格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、岡介973号「要介護認定等申請書の書式変更について(通知)」でお知らせしたとおり、平成28年1月1日から申請書を記載するにあたり、認知症等により本人による申請が難しく代行者(※)が本人に代わり申請を行う場合には下記の点にご注意くださるようお願いいたします。

記

1. 個人番号の記載について

先述の理由により、代行者が申請を行う場合は、代理権のない代行(使者)による申請にあたるため、使者が本人に代わり申請書等に個人番号を記載することはできません。したがって個人番号欄は空欄のまま提出してください。

2. 個人番号の保管について

使者は個人番号を把握する必要がないため、介護保険関係申請の目的で、ご本人から個人番号の提供を受けていることがありましたら、ご本人に説明の上、速やかに返却または破棄を行い、個人番号を保管しないようお願いいたします。

(※) ここでいう代行者とは、家族、指定居宅介護支援事業者、地域密着型老人福祉施設、介護保険施設のうち厚生労働省令に定めるもの(規則第35条3項で定める各基準の要介護認定の申請に係る援助に関する規定に違反したことがないもの)、及び地域包括支援センターをいう。

(問合せ先)

〒700-8546

岡山市北区鹿田町1-1-1

岡山市 保健福祉局 介護保険課  
管理係 多田・村口

電話 086(803)1240

＜参考＞介護保険施行規則抜粋

第三十五条

3 法第二十七条第一項 後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 指定居宅介護支援等基準第八条 に違反したことがないこと。

二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第六条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条 において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第七条（介護老人保健施設基準第五十条 において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 削除

五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の十一（指定地域密着型サービス基準第一百五十七条 及び第百六十九条 において準用する場合に限る。）に違反したことがないこと。